

青森市斎場整備運営等事業_入札説明書等に関する質問・意見への回答

NO	資料名	頁	大項目	中項目	小項目		タイトル	質問・意見	回答
1	入札説明書	3	第2				入札説明書の位置づけ	本事業の公告に先立って実施されている「青森市斎場建替基本計画策定及びPFI等導入可能性調査業務」における調査結果について公表頂けないでしょうか。	当該調査と、現在公表している入札説明書等では、事業範囲が異なり、参加予定者に対して誤解を招く可能性を考慮し、公表しておりません。
2	入札説明書	7	第3	9	5)		維持管理業務	維持管理業務のうち、③火葬炉保守管理業務や⑩残骨灰及び集じん灰の管理業務などは火葬炉運転と連携して行うことが効率的とした場合、火葬炉運転企業の業務と考えても宜しいでしょうか。	火葬炉運転と連携して行う業務や連携して行うことが効率的である業務の場合、ご意見のとおり、火葬炉運転企業の業務との扱いで差し支えありません。
3	入札説明書	7	第3	9	5)		維持管理業務	5)維持管理業務、⑫本事業期間終了前の引継ぎ業務では、火葬炉運転に係る部分の引継ぎは火葬炉運転企業の業務との考えで良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
4	入札説明書	7	第3	9			事業の対象となる業務範囲	火葬炉保守管理業務について、現斎場及び浪岡斎園は範囲外となっています。また先日の実施方針に対する質疑回答を拝見し、本業務は毎年の入札で貴市が指定した業者が行うことになると認識しております。そこで、公平性の観点からコンソーシアム組成にあたり、構成企業となるものは上記保守業務入札に参加できないということにさせていただけないでしょうか。	原案のとおりといたします。
5	入札説明書	12	第4	2	1)		事業者の募集・選定スケジュール	「入札説明書等に関する質問(第1回)に対する回答・公表」の日程について、参加申請書類の準備のため、参加申請に係る回答のみ先行して公表していただくことは可能でしょうか。ご検討をお願いします。	本回答とあわせて公表します。
6	入札説明書	17	第4	3	1)	①	応募者の構成等	SPCの事務管理及び資金調達業務を担当する企業が参画する場合、同企業は施設整備グループ、維持管理・運営グループのどちらのグループに所属するのでしょうか。	維持管理・運営グループの所属としてご提案ください。なお、施設整備グループ内の企業が、該当の役割を兼ねることは、妨げません。
7	入札説明書	17	第4	3	1)	①	応募者の構成等	SPCの事務管理及び資金調達業務を担当する企業が参画する場合、同企業は代表企業になれるでしょうか。	施設整備代表企業もしくは、維持管理・運営代表企業で参画いただける場合に可能です。
8	入札説明書	18	第4	3	1)	③	応募者の構成等	構成企業の定義をお示ください。	資料中は、広義の意味での構成企業として取り扱っており、出資の有無に関わらず、応募者を構成する企業のことを指します。
9	入札説明書	19	第4	3	2)	②	応募者の参加資格要件	SPCの事務管理及び資金調達業務を担当する企業が参画する場合、同企業の参加資格要件はP19②に示される要件を満たせばよいと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
10	入札説明書	22	第4	5			設計・建設工事費	建築物の類型 建築物の用途等、設計・監理費の算定根拠についてご教示願います。	具体的な算定の内訳や根拠については公表予定はございません。
11	入札説明書	23	第4	6	4)	③	SPCの設立	SPCの事務管理及び資金調達業務を担当する企業はSPCへの出資が可能でしょうか。	出資を可能とします。
12	入札説明書	23	第4	6	4)	⑤	SPCの設立	SPCの定款で会計監査人の設置を定めることとしていますが、この条件の緩和を再考してもらえないでしょうか。会計監査人を設置する場合、登記手続きが必要で、以降改選期毎に登記手続きが必要となり、費用や手間が増えることとなります。ついでに、会計監査人の設置の代替案として、公認会計士の監査報告書を受領することで、財務書類の提出要件を満たすこととしてもらえないでしょうか。	ご意見を踏まえ、以下のとおり、該当部分を修正いたしました。「SPCの定款において、会社法(平成17年法律第86号)第326条第2項に従い監査役の設置を定めること。本事業契約の締結日以降、本事業契約の終了に至るまで、各事業年度末日より3か月以内に、監査済計算書類(会社法第435条第2項に規定される計算書類及びそれらの附属明細書をいう。)を青森市に提出すること。」
13	入札説明書	23	第4	6	4)	⑤	SPCの設立	「定款にてSPCに会計監査人の設置を定める」とありますが、本事業ではSPCは設立するものの、施設整備費の割賦払いによる資金調達等も不要であることから、会計監査人の設置までは必要ないと思料します。見直しについてご検討ください。	No12を参照ください。
14	入札説明書	32	別紙2				リスク分担	物価変動リスク(※3)について、「一定割合の物価変動は事業者が負担する」とありますが、想定されている一定割合についてご教示ください。	別紙3サービス購入料の構成及び支払い方法「3.購入料の改定」に記載のとおりです。改定の対象となるサービス購入料にて物価変動を判定する金額又は指標を踏まえ、1.5%未満の変動までは事業者のリスク負担となります。
15	入札説明書	38	別紙3	1			サービス購入料C及びE	サービス購入料Eは水光熱費の内、火葬炉に係る費用の実費とのことですが、その他の水光熱費は維持管理運営に係る費用としてサービス購入料Cに含まれ、提案金額に含むという認識でよろしいでしょうか。火葬炉に係る水光熱費のみサービス購入Eとして貴市から支払われるのであれば、本提案金額には含まず、年次精算という考え方で問題ないでしょうか。	ご理解のとおり、火葬炉に係るもの以外の燃料費・光熱水費は、サービス購入料Cに含み、提案金額に含みます。サービス購入料Eについても、提案金額に含み、当初提案金額から実際にかかった費用の差額については、市と事業者で精算する取り扱いとします。サービス購入料CとEについては、上記意図を踏まえて、別紙3にて修正いたしますので参照ください。
16	入札説明書	37	別紙3	2			サービス購入料の支払いについて サービス購入料A	「施設整備費は、各年度末における出来高に応じた額とする。」とありますが、様式8-16で「3. 建設費④その他保険料及びSPC開業費の諸経費」については出来高を証明する資料としてどのようなものが求められるでしょうかご教示ください。	具体的証明資料につきましては、契約協議により決定する方針です。
17	入札説明書	38	別紙3	3	2)		物価変動に基づく改定	施設整備費については青森市工事請負標準約款……を適用することを決定した場合とする。との記載があります。決定しない場合は、各種スライド条項は適用しないとの解釈でしょうか。	適用の条件については、P39に示すサービス購入料Aの改定の対応方法に示すとおりです。
18	入札説明書	39	別紙3				物価変動に基づく改定	サービス購入料Aの改定について、全体スライドの基準日はいつになるかお示しください。昨今の建設工事費高騰の影響を勘案し、公告日の属する月を基準日とすることについて検討をお願いいたします。	基準日につきましては、提案日とする想定です。
19	入札説明書	39	別紙3				物価変動に基づく改定	サービス購入料Aの改定について、全体スライドは複数回請求、改定が可能、との理解でよろしいでしょうか。	入札説明書別紙3のとおりです。
20	入札説明書	40	別紙3	3	2)	②	サービス購入料Eの改定	「サービス購入料Eの改定は行わない。」とありますが、電気と灯油は昨今の経済状況にもありますように変動が大きな事業費リスク要因と考えます。「別紙2リスク分担」の表では運営段階の運営費増大リスク欄の事業者負担には「…(物価や計画変更等を除く)」とあり物価に関する事業者負担はないものと考えます。つきましては、サービス購入料Eについて合理的な計算式による改定をお願いいたします。	サービス購入料Eについては、入札説明書別紙3.3.購入料の改定にて、以下のとおり追記しました。火葬炉燃料に係る費用(電気と灯油)については、改定ではなく、当初提案金額からの差額分を市と事業者で精算する取り扱いとします。火葬炉燃料に係る費用以外は、改定は行いません。サービス購入料Eの改定については、上記意図を踏まえて、別紙3にて修正いたしますので参照ください。
21	入札説明書	40	別紙3	3	②	オ	サービス購入料Eの改訂	「サービス購入料Eの改定は行わない」との記載がございます。これは年度ごとに精算するために見直しの必要がないとの認識でよろしいでしょうか。この場合、火葬炉関係以外の一般水光熱費についてはサービス購入料Cの改定規定により物価変動にご対応いただけるという認識で間違いはないでしょうか。	ご理解のとおりです。サービス購入料CとEについては、別紙3にて修正いたしますので参照ください。
22	入札説明書	40	別紙3				物価変動に基づく改定	サービス購入料Dは改定しないとのことですが、SPC管理に係る人件費については物価変動の影響を受けることから、物価スライドによる改定をご検討ください。	原案のとおりといたします。
23	入札説明書	40	別紙3				物価変動に基づく改定	サービス購入料Eは改定しないとのことですが、昨今光熱水費が著しく高騰している状況を勘案し、光熱水費については物価スライドによる改定をご検討ください。	No.20を参照ください。
24	入札説明書	47	別紙4	3	1)	オ	財務モニタリング	市に対して監査報告を行うとありますが、この報告は会計監査人による報告を求めるとはでしょうか。	No12を参照ください。
25	入札説明書	48	3	2)	ア		運営業務に関する要求水準を満たしていない場合の措置	P48 ア 重大な事象の表中に火葬炉運転に関する事項について数点記載がございます。新斎場は問題ありませんが、現斎場と浪岡斎園については火葬炉の運転状況を担保すべきは火葬炉保守管理を行う企業かと思われます。また排ガス等の検査についても同様の観点で、新斎場のみへの対応と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおり、重大な事象のうち、火葬炉保守管理に起因する事象については、現斎場と浪岡斎園は対象とせず、新斎場のみが該当します。なお、操作の誤り等による事業者の帰責事由によるものは、現斎場、浪岡斎園、新斎場が該当します。

NO	資料名	頁	大項目	中項目	小項目		タイトル	質問・意見	回答	
26	要求水準書	目次					資料1 整備区域図	整備区域図(青森市斎場・浪岡斎場)のCADデータを提供して頂けないでしょうか。	要求水準書添付資料及び配布資料のとおりです。	
27	要求水準書	2	第1	2.			本事業の目的・基本方針	「青森市斎場建替に係るPFI等導入可能性調査」を踏まえて本事業を実施すると理解しておりますが、その内容が公表されておりません。調査結果を開示していただけないでしょうか。	No1を参照ください。	
28	要求水準書	16	第2	4	1)	②	施設の耐久年数	建築物の耐久年数を50年以上、とありますが、耐用年数とは違う考えでよろしいですか。何かお考えがあるのであればご教示願います。	可能な限り、使用できる施設とするために耐久年数としています。	
29	要求水準書	18	第2	5	2)	①	ア	エントランスエリア ポーチ	想定される最大のマイクロバスサイズをご教示ください。	長さ10m～11m、幅員2.5mの大型バスを想定しています。
30	要求水準書	18	第2	5	3)	②		霊安室	関係者のお焼香等についてお考えがあればご教示願います。	事業者の提案に委ねます。
31	要求水準書	20	第2	5	4)	⑥		施設構成及び諸室要件	僧侶・葬祭事業者等控室の待合エリアへの配置は必須でしょうか。	要求水準書のとおり、2室以上の設置を必須とし動線への配慮を踏まえた上で、管理エリア等他のエリアへの配置を認めます。
32	要求水準書	24	第2	6	1)	②	ア	設置基数等	人体炉の遺体重量等～120kg、柩重量25kg、副葬品5kgとあります。また、「火葬場の建設・維持管理マニュアル改訂版(日本環境斎苑協会)」(要求水準書 P7)では、燃焼計算の条件として、遺体75kg、柩15kg、副葬品10kgと記載されています。燃焼計算は、遺体75kg、柩15kg、副葬品10kgで行えば宜しいでしょうか。	標準時の計算はご理解のとおりです。なお、設計時において「ご遺体120kg、柩25kg、副葬品5kg」の燃焼計算書の提出をお願いします。
33	要求水準書	28	第2	6	1)	⑤	イ	性能試験～着工前調査	着工前に事業用地境界において大気、悪臭、騒音、振動の測定とありますが、測定すべき項目や条件等についてもう少し詳細をご教示いただけないでしょうか。	下記項目を想定しています。 大気：二酸化硫黄、二酸化窒素、塩化水素、一酸化炭素、ダイオキシン類、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質 騒音：騒音レベル、低周波音レベル 振動：振動レベル 臭気：臭気指数
34	要求水準書	31	第2	6	2)	②	エ	炉内台車移動装置	主燃焼炉前で炉内台車を支持・固定して清掃等ができる構造との記載ですが、清掃であれば前室でも十分行えるため、前室での清掃としてもよろしいでしょうか。	要求水準を満たす範囲で事業者の提案に委ねます。
35	要求水準書	31	第2	6	2)	⑥	d)e)	炉内台車	炉内台車について、P31には8台+1台と記載がありますが、炉内台車及び棺台車とも、要求水準書36ページには数量は事業者の提案に委ねる、とあります。事業者提案でよろしいでしょうか。	要求水準書のとおり、炉内台車運搬車・柩運搬車については事業者提案に委ねますが、炉内台車につきましては8台+1台としてください。
36	要求水準書	34	第2	6	2)	⑥	ア	炉前化粧扉	炉前化粧扉はステンレス製とありますが自由提案となりますか。	事業者の提案に委ねます。
37	要求水準書	34～35	第2	6	2)	⑥	アおよびイ	(動物炉)炉前化粧扉前室	動物炉についても化粧扉および前室を設ける旨の要求水準ですが、整骨場所や収骨方法の指定があればご教示ください。	事業者の提案に委ねます。
38	要求水準書	46～47	第2	7	2)			燃料保管設備	「灯油(着火用にプロパンガスを使用する場合はプロパンガスも含む)において、火葬炉で使用する燃料とその他(暖房等)に使用する燃料についてそれぞれ保管等を分けること」とありますが、分ける理由を教えてください。	火葬炉燃料に係る費用は青森市が負担することとしているため、明確に区別してください。
39	要求水準書	48	第3	1	3)	ウ		実施体制	構成員とは、SPCへの出資に関わらず、応募者を構成する企業と考えてよろしいでしょうか。	「構成企業」と同義で、出資の有無に関わらず、応募者を構成する企業のことを指します。表現を「構成企業」に修正いたしました。
40	要求水準書	65	第5	1	(1)	シ		施工業務及びその関連業務の実施	廃棄物は「倉庫に保管している廃棄物を含む。」とありますが、資料9_青森市斎場 備品一覧以外で廃棄物として処理が必要なものはありますか。	現斎場の倉庫にテーブル等約3,500kg(テレビ3台含む)の廃棄物があります。
41	要求水準書	65	第5	1	1)	シ			「青森市が指示した、物品及び備品並びに倉庫に保管している廃棄物は、関係法令を遵守して適正に処理すること。」とありますが、机・椅子等は一般廃棄物であり解体工事で発生する建設廃棄物とは別となりますがどのような対応をするかご教示願います。	現斎場の物品及び備品で青森市が指示するもののほか、現斎場の倉庫にテーブル等約3,500kg(テレビ3台含む)の廃棄物があります。これらの処分を解体業務に含んでいます。
42	要求水準書	65	第5	1	1)	シ			「青森市が指示した物品及び備品並びに倉庫に保管している廃棄物は、関係法令を遵守して適正に処理すること。」とありますが、数量が不明ですので数量をご教示願います。	現斎場の倉庫にテーブル等約3,500kg(テレビ3台含む)の廃棄物があります。
43	要求水準書	65	第5	1	1)	ク		アスベスト対策	実施方針及び要求水準書(案)の回答中に「アスベストについては調査はしていないが、ないものと認識」との回答をいただいております。一方、2022年4月以降、アスベスト事前調査が義務化されております。調査費については本提案に含むべき事項と考えられますが、万が一アスベストが検出された場合、解体工事時に莫大な飛散・曝露防止対策費がかかります。このリスクに関しては貴市の分担と考えてよろしいでしょうか。(リスク分担上の「解体費用増大リスク」)	アスベストはないものと認識しています。検出された場合は解体工事費について青森市の負担を原則として協議に応じます。なお、アスベスト事前調査は義務化となることから、調査費用は本提案に含んでください。
44	要求水準書	65	第5	1	1)	ク		施工業務及びその関連業務の実施	(・・・アスベスト対策)を行うこと。との記載がありますが、アスベスト含有が認められた場合は、解体工事期間、費用のご協議との解釈で宜しいでしょうか。	No43を参照ください。
45	要求水準書	72	第7	1	4)			軽微な修繕	軽微な補修、修繕、更新等とはどの程度の修繕(金額を含む)を指すのかご教示ください。	要求水準書p.73第7/1/6)をご確認ください。
46	要求水準書	73	第7	1	6)	イ		小破修繕について	現斎場、及び浪岡斎場について年間金額をお示し頂きましたが、この金額以上に発生した修繕は貴市が負担する、との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
47	要求水準書	73	第7	1	7)	①	ア	実施体制	維持管理責任者は要求水準に定める要件を満たせば、非常駐でも可、との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
48	要求水準書	77	第7	1	10)			保険	維持管理運営期間中の火災保険は貴市が付保されるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
49	要求水準書	83	第7	9	キ			現斎場備品	資料9に記載されている什器・備品について管理を行い、状態に応じて保守、交換又は更新、補充等を行うこと、とありますが、既設備品の修繕として、小破修繕の範囲で実施する、との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
50	要求水準書	83	第7	9	ク			浪岡斎場備品	資料10に記載されている什器・備品について管理を行い、状態に応じて保守、交換又は更新、補充等を行うこと、とありますが、既設備品の修繕として、小破修繕の範囲で実施する、との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
51	要求水準書	83	第7	10	ア			除排雪業務	既存、新設施設ともに除雪を行った際の排雪場所は敷地内、敷地外のどちらを想定されているかお示ください。	可能な範囲で敷地内に雪盛りし、市民雪捨て場に排雪することを想定していますが、敷地内は事業者の提案に委ねます。
52	要求水準書	87	第8	1	4)	②	イ	運営業務責任者及び業務従事者	「業務の一部を構成企業又は協力企業以外・・・」とありますが、協力企業の定義をご教示ください。	該当箇所を、「業務の一部を構成企業以外の第三者に委託する場合」と修正いたしました。構成企業の定義は、出資の有無に関わらず、応募者を構成する企業のことを指します。
53	要求水準書	91	第8	6	ア			運営業務従事者と葬祭業者の役割分担	当該箇所に運管用務従事者と葬祭業者との役割分担を記載いただいておりますが、葬祭業者が入らない直葬の場合の対応についての考え方を教えてください。	基本的に遺族・会葬者が行うこととします。遺族等の人数によっては、柩を霊柩車より台車へ乗せ換える時など、必要に応じて運営業務従事者が支援することとします。
54	要求水準書	91	第8	6	ア			運営業務従事者と葬祭業者の役割分担	分担表中、火葬炉へ柩を納めた後に葬祭業者が炉前台、焼香台の設置、との記載がございます。実施方針に対する質疑回答の中で炉前台等は削除とされておりましたが、本項目も削除と考えてよろしいでしょうか。	現斎場・新斎場においては炉前台の設置は不要ですが、浪岡斎場においては必要になります。
55	要求水準書	92	第8	6	イ			告別・炉前・収骨等業務	会葬者等の誘導は、葬祭業者が主体で行う、とありますが、葬祭業者に依頼しない葬家の場合や将来的に葬祭業者がそこまで対応しなくなった場合には事業者が対応すべきと思料しますが、考え方についてお示ください。	No53を参照ください。

NO	資料名	頁	大項目	中項目	小項目		タイトル	質問・意見	回答
56	建替基本計画	24	5	5.3	(4)	①	設備耐震計画	設備の耐震性能は、官庁施設の総合耐震・対津波計画基準(国土交通省)の「甲類」該当とありますが、具体的には下記と考えてよろしいですか。 建築設備耐震設計・施工指針2014年版の耐震クラスSまたはAを下記に適用 ・クラスS：給水設備、排水設備、消火設備、給油設備、重要室(炉機械室・電気室・発電機室)の換気設備 ・クラスA：上記以外の空調・衛生設備	ご理解のとおりです。
57	建替基本計画	27	5	5.3	(6)	①	空気調和設備	適切な系統分けにより、計測、計量等が行えるものとします、とありますが、冷暖房・換気の動力盤ごとの消費電力量(積算値)が計測出来ればよろしいですか。	ご理解のとおりです。
58	建替基本計画	28	5	5.3	(7)	①	給排水衛生設備	適切な系統分けにより、計測、計量等が行えるものとします、とありますが、建屋内の給水量の合計が計測出来ればよろしいですか。 (市水道直結部分は私設メーターの取付不可で、水道部より隔測メーターが許可されませんので、給水使用量の合計(建屋内+散水栓+非常時用水栓からの使用量)は水道部の請求にて管理頂き、建屋内の使用量合計は私設メーターにて計量し、中央監視に取込で考えています)	詳細は水道部との協議内容により決定するものとします。
59	落札者決定基準	5	第2	3	(3)	ア	表1 地元企業の活用	「グループ構成によりより多くの地元企業が含まれているか」との記載がありますが、「より多く」について明確な基準についてご教示願います。	提案・記載内容により評価いたします。
60	様式集	1	1	(2)	ケ		書式	ここに列挙されている3つの書類(「基礎審査に関する提出書類」「設計図書」「事業提案書」)の様式番号は、これで間違いないでしょうか。	様式番号につきまして、下記のとおり修正いたしました。 ・基礎審査に関する提出書類(様式5-1~5-2) ・設計図書(様式7~7-13) ・事業提案書(様式8~8-15、9~9-16、10~10-6)
61	様式集	1	1	(2)	ア、ク		書式	「図面集」との記載がありますが、「設計図書」と読み替えて良いでしょうか。	図面集の記載について、設計図書として様式集を修正いたしました。
62	様式集	2	2	(2)			入札参加資格審査に関する提出書類	提出部数について、文中では1部提出と記載されていますが、表中では「正副1部ずつ計2部」の提出が必要と記載されております。何部提出が必要かご教示ください。また、副本の提出が必要な場合、副本の書類はすべて写しでよろしいでしょうか。	表の通り正副1部ずつ計2部の提出を求めます。様式集を修正いたしました。
63	様式集	3	2	(5)	1)		提出書類	表の中で「④事業提案書」のうち「維持管理・運營業務に関する提案書」の「様式番号」が「9~9-22」となっていますが、この番号で間違いないでしょうか。9-16から9-22はどこにあるのでしょうか。	No60を参照ください。
64	様式集	3	2	(5)	1)		提出書類	表の下に「※事業提案書内の見積書等は副本に含めないこと。」との注釈がありますが、この「見積書等」とは、「見積書」以外にはどの様式がありますでしょうか。	見積書以外には含めない書類はございませんので、見積書等から見積書へ記載を修正いたしました。
65	様式集	4	2	(5)	4)	エ		設計図書と事業提案書のそれぞれのファイルの表紙には、正本副本の区別や応募者名の記載に関する指定がありませんが、記載しなくともよいでしょうか。記載する場合には、記載方法をご指定下さい。	正本には代表企業名、副本には応募者番号を付すこととして記載を修正いたしました。
66	様式集	4	2	(5)	4)	エ	設計図書、事業提案書、企業名対応表	「また、各書類にインデックスを付けること」とあるが、「各書類」とは何を指すのでしょうか。3頁の表にある「書類名」に記載の書類のことでしょうか。その場合、設計図書のファイル内では、どこにインデックスを付けるのでしょうか。	各様式及び各企業ごとに仕切りインデックスを入れるなどし、見やすくしてください。詳細は、事業者の判断に委ねます。
67	様式集	4	2	(5)	4)	オ	設計図書、事業提案書、企業名対応表	「③設計図書」「④事業提案書」には応募者番号のみを付すこととありますが、様式集で示された書類の表紙(様式7.8.9.10)には、「※2 正本には、代表企業名を付すこと。副本には、入札参加資格審査の結果通知に記載されている応募者番号等を付すこと。」との記載があり矛盾しています。どちらが正しいでしょうか。	No65を参照ください。
68	様式集	5	3	(7)	7-1		記載内容	全体配置図の記載事項について、①、②それぞれに内容の指定がありますが、全てを網羅すれば記載区別は任意として頂けますでしょうか。	記載内容を網羅する場合任意といたします。
69	様式集	6	3	(7)	7-10		記載内容	外観鳥観図は敷地南側上空よりとの指定がありますが、視点は任意として頂けますでしょうか。	視点は任意とし、外観鳥観図の視点指定を削除いたします。
70	様式集	5	3	(2)			入札参加資格審査に関する提出書類	様式2-7(別紙)役員等名簿について、表中では指定様式があると記載されていますが、公表されている様式集に該当様式が見当たりません。指定様式についてお示し頂けますでしょうか。	様式集を別紙2-7を追加修正いたしました。
71	様式集	6					様式7-5 ①火葬炉概要	枚数制限が2枚となっていますが、51頁の指定様式は1枚分しか存在しません。2枚目の考え方をご教示ください。	様式集記載の表を使用し、適宜必要事項を記載ください。
72	様式集	6					様式7-5 ①火葬炉概要	「7.電気・計装設備」の記入内容が他設備と異なり、指定がありません。記入内容も事業者提案との考えで宜しいでしょうか。	要求水準を満たす範囲で事業者の提案に委ねます。
73	様式集	7	3				表	「様式8-7」がありませんが、ないものとしてよろしいでしょうか。	採番の誤記のため、(3)火葬炉設備計画①火葬炉の性能が8-7として修正いたしました。
74	様式集	15					応募者グループ構成表及び役割分担表	代表と各社の押印が必要な書類ですが、押印時間を短縮するために、各社ごと1枚の書類に押印し、グループ分を集約する対応でも可能でしょうか。	各社ごと1枚の押印の集約について認めます。
75	様式集	20	様式2-5	1/2	1	②	共通の参加資格要件	設計企業なのですが、弊社ではキャッシュフロー計算書を作成していないため提出が困難です。そのため、申立書を提出することでよろしいでしょうか。	キャッシュフロー計算書を作成していない場合は、提出不要です。
76	様式集	20					入札参加資格要件確認書	共通の入札参加資格要件にある納税証明書は、写しでも可との理解で良いでしょうか。	納税証明書は、原本を提出してください。なお、副本は写しで可とします。
77	様式集	20					入札参加資格要件確認書	共通の入札参加資格要件にある納税証明書は、国税電子申告・納税システム(e-tax)等を利用することも可との理解で良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
78	様式集	20					入札参加資格要件確認書	国税について、法人税もしくは消費税及び地方消費税に関して未納がないことを証する書類の提出で可、との理解でよろしいでしょうか。その場合、税額の表記は不要(その3の3の提出で可)との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
79	様式集	20					入札参加資格要件確認書	共通の入札参加資格要件にある納税証明書について、「青森県税、青森市税の納税義務が無い場合は、該当するもののみ証明すること」とありますが、青森県税及び青森市税のいずれの納税義務も無い場合、国税のみの証明で可、との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
80	様式集	20	2	⑦⑧			添付資料	「…基本設計及び実施設計業務を完了した実績を有することを証明する書類」との記載があります。契約書(写し)+建築確認済証(写し)を添付すればよいと考えてよろしいでしょうか。	設計企業の要件を満たしていることが確認できる場合は、契約書(写し)及び建築確認済証(写し)も可とします。
81	様式集	20,22,24,26,28,30,32,34					様式2-5[1/2]-16 入札参加資格要件確認書(各企業用共通)	「②企業単体の貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書(直近3年分)」とありますが、キャッシュフロー計算書は全ての企業が作成しているものではございませんので、「…貸借対照表、損益計算書、作成している企業においてはキャッシュフロー表(直近3年分)」に改めていただけないでしょうか。	No75を参照ください。

NO	資料名	頁	大項目	中項目	小項目		タイトル	質問・意見	回答
82	様式集						①新斎場光熱水費及び燃料(参考)積算書 ②浪岡斎園光熱水費及び燃料(参考)積算書 ③現斎場光熱水費及び燃料(参考)積算書	人体火葬件数の各年度の想定件数をご教授願います。	「青森市斎場建替基本計画」を踏まえて、想定件数を設定してください。
83	様式集						①新斎場光熱水費及び燃料(参考)積算書 ②浪岡斎園光熱水費及び燃料(参考)積算書 ③現斎場光熱水費及び燃料(参考)積算書	動物火葬件数の各年度の想定件数をご教授願います。	年間の想定件数がありませんが、日あたりの対応件数の想定は以下のとおりです。 ・現斎場・・・4件/日 ・浪岡斎園・・・2件/日 ・新斎場・・・4～6件/日
84	様式集						①新斎場光熱水費及び燃料(参考)積算書 ②浪岡斎園光熱水費及び燃料(参考)積算書 ③現斎場光熱水費及び燃料(参考)積算書	電力料金単価をご教授願います。	想定される料金単価を設定の上、積算してください。
85	様式集						①新斎場光熱水費及び燃料(参考)積算書 ②浪岡斎園光熱水費及び燃料(参考)積算書 ③現斎場光熱水費及び燃料(参考)積算書	灯油料金単価をご教授願います。	想定される料金単価を設定の上、積算してください。
86	様式集						様式2-5 参加資格審査申請書(運営企業)	運営企業用の参加資格審査申請書が欠落していると思われる。様式書をご提示ください。	様式集2-5にて、追加いたしました。
87	様式集						様式8-15 設計・建設工事費見積書	表欄外※に「稼働準備費、保険料及びSPC開業費等は・・・」とありますが、これらの費用は表中「4. 解体費」の「②保険料等諸経費」の欄に記載するとの理解でよろしいでしょうか。	3.④その他保険料及びSPC開業費等の諸経費に記載していただく想定です。
88	基本協定書(案)	1	3条				SPCの設立	会計監査人設置会社の記載の削除をお願いいたします。	No12の修正を踏まえ、削除しました。
89	基本契約書(案)	4	6条	2	(1)		特別目的会社運営に係る責任	会計監査人設置会社の記載の削除をお願いいたします。	No12の修正を踏まえ、削除しました。
90	設計・建設工事請負契約書(案)	15	第27条				現斎場の解体	「・・・必要に応じアスベスト及び・・・」とありますが、アスベスト調査資料を開示ください。	アスベストの有無については、設計図等により確認したものです。調査資料はありません。
91	設計・建設工事請負契約書(案)	32	別紙2	第1条			保証書の様式	「・・・事業者と連帯して保証する。」とありますが、事業者の範囲を特定ください。入札説明書P1の「用語の定義」からは特定が難しく、同P31の「別紙1事業スキーム図(案)」でお示しいただきたくお願いいたします。	設計・建設工事請負契約に基づく契約不適合責任を負う建設JV以外の建設事業者が対象となること(すなわち、保証人となること)を想定しておりましたが、ご意見を踏まえ、建設JV以外の建設事業者に対して保証を求めないこととして、第35条第5項及び別紙2保証書を削除しました。
92	その他資料配布	P7,22					令和4年度浪岡斎園各点検結果報告書	令和4年度浪岡斎園の点検結果報告書内で指摘のある高圧気中開閉器の更新、浄化槽の送風機空気配管の破損・空気漏れ等の件について、本維持管理業務での対応が必要となりますでしょうか。	高圧気中開閉器及び高圧交流負荷開閉器については令和5年度に交換修繕を行う予定です。浄化槽のロータリーブローア交換及びエア配管については令和4年度に修繕実施済みです。
93	その他資料配布							入札公告追加資料にあります新町野遺跡試掘調査結果のCAD図を頂けますでしょうか。	新町野遺跡試掘調査結果のCAD図はありません。
94	その他資料配布						12現斎場三次火葬日数	現斎場三次火葬日数とのことですが、浪岡斎園では感染症火葬などで三次火葬が発生することはないと考えてよろしいでしょうか。	事業者の提案に委ねます。
95	その他資料配布						導入可能性調査業務の結果	本事業に関するPFI等導入可能性調査業務の結果について開示願います。	No1を参照ください。